

## 各機関・団体における被害防止対策

### 傘下団体・会員等への周知

名 称	取組み内容
(一社)長野県薬剤師会	機関誌「りんどう」へ注意喚起を掲載し、会員及びその家族や近隣への声かけを呼びかける。(発行部数約2,600部)
(福)長野県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進会議の取組みについて、県社協報(メールの一斉送信)により、毎週月曜日に県内市町村社会福祉協議会に周知・案内を行う。(市町村社協数:77社協)</li> <li>・【8月8日】市町村社協の役員等を対象にしたセミナーにおいて、県消費生活室による「消費者被害防止高齢者見守りネットワーク構築事業」の概要説明を実施。</li> <li>・9月1日付けで「消費生活サポーター」の募集案内を県社協報(メールの一斉送信)により、県内市町村社会福祉協議会に周知・案内。</li> </ul>
長野県民生委員児童委員協議会連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民生児童委員協議会へ啓発チラシを配布し、定例会等を通じ民生児童委員への周知について依頼する。(77市町村)</li> <li>・各市町村民生児童委員協議会事務局に毎月開催される定例会において、被害防止について委員へ浸透するよう再度依頼。</li> </ul>
NPO法人長野県高齢者福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービス・デイケア、訪問介護・訪問リハビリ及びショートステイの利用者、その家族に対し、介護職員が声かけを行うよう会員施設に依頼する。(会員約230施設)</li> </ul>
長野県老人福祉施設事業連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員施設及び入通所者家族へ周知する。(会員約60施設)</li> <li>・啓発用POP(三角柱)を会員施設に配布。(9月上旬)</li> <li>・消費生活情報メールマガジンを会員施設あて送信。</li> </ul>
(一財)長野県老人クラブ連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙「県老連だより」へ注意喚起を掲載(発行部数:21,000)</li> <li>・「ブロック研修会」において「信州だまされない宣言」を配布し、「信州あんしん絆隊」による啓発の実施。(参加者510名)</li> <li>・「女性指導者研修会」において、「特殊詐欺等消費者被害防止について」警察署等の講演及び寸劇と「信州あんしん絆隊」による啓発の実施(参加者450名)</li> <li>・【6月30日】「特殊詐欺非常事態宣言」が発令された旨、被害防止のための活動及び出前講座の活用を市町村老連に通知(会員61市町村老連)</li> <li>・10月16日開催の県老人クラブ大会において、「関東甲信越ブロック高齢者被害防止共同キャンペーン」啓発リーフレット及び「金融犯罪安全チェック」等の配布による周知。(配布部数:1,000部)</li> </ul>
(公財)長野県長寿社会開発センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニア大学開講日に、県が発行する啓発チラシを配布する等、学生への注意喚起を実施(学生数2,200名)</li> <li>・情報誌「信州りらく」に被害情報に関する記事を掲載し、当センター賛助会員等への注意喚起を実施(発行部数5,650部)</li> <li>・情報誌「信州りらく」に被害情報に関する記事を掲載し、高齢者への注意喚起を実施(秋号(10月発行秋号)に掲載予定)</li> </ul>
NPO法人長野県介護支援専門員協会	会報、研修会、支部会等において、会員に訪問時高齢者に対し、注意喚起を行うよう周知する。
NPO法人長野県宅老所・グループホーム連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関誌へ注意喚起を掲載し、会員及びその家族や近隣への声かけを呼びかける。(会員約230名)</li> <li>・役員を対象とした学習会を開催し、支部会員への周知を依頼する。</li> </ul>
長野県ケアハウス協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び県警察が作成する啓発ポスター等を会員の施設内に掲示し、注意喚起を行う。</li> </ul>

(福)長野県社会福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進会議への参画を職員に周知し、意識の高揚を図る。</li> <li>・長野県から配布される被害防止のリーフレット等を送付</li> </ul>
長野県消費者団体連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発チラシの送付(会員12団体)</li> <li>・警察担当者による役員を対象とした学習会の開催</li> </ul>
(一社)長野県連合婦人会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙「婦人会だより」へ注意喚起を掲載し、会員及びその家族へ声かけを呼びかける(会員約4,000名)</li> <li>・啓発用POP(三角柱)及びチラシの配布による啓発の実施。</li> </ul>
長野県生活協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県消費者団体連絡協議会の構成員として活動</li> </ul>
(一社)長野県労働者福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関誌「ながの労福協」に特殊詐欺啓発記事等を掲載し、会員及びその家族に注意喚起を行う。(会員約10万人)</li> </ul>
長野県消費者の会連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会報や学習会を通じて会員や地域住民への周知を行う(40団体、会員数3,009名)</li> </ul>
(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会東日本支部長野分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員を対象とした学習会を開催し、会員及びその関係者への声かけを呼びかける。(会員約20名)</li> </ul>
(公社)長野県防犯協会連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙「防犯信州」に注意喚起等を掲載し、読者約6,500名及びその家族等へ周知</li> <li>・防犯女性部フォーラムにおいて、県警察担当者から特殊詐欺の現状と対策について説明を受けた(出席者55名)</li> <li>・9月19日開催の会議及び10月10日開催の「地域安全フォーラム」において周知予定。</li> </ul>
長野県中小企業団体中央会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページにて、県ホームページのリンク周知を実施</li> <li>・本会HPのトップページに注意喚起情報を掲載し、県警サイトへのリンクを実施</li> </ul>
(一社)長野県商工会議所連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び県警察が作成する啓発チラシの配布による会員企業への周知を依頼(18商工会議所)</li> </ul>
長野県商工会議所女性会連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び県警察が作成する啓発チラシの配布による会員企業への周知を依頼(18商工会議所)</li> </ul>
長野県商工会連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特殊詐欺非常事態宣言」チラシを傘下商工会へ配布。(配布先:70商工会)</li> </ul>
長野県農業協同組合中央会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各JA介護施設利用高齢者に対し、声掛け等を行い、高齢者の生活変化に気をつけるように施設職員への周知</li> <li>・JA介護事業所へキャンペーンリーフレットの配布</li> </ul>
(株)ゆうちょ銀行信越エリア本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口等で高齢者から高額を送金、払戻請求を受け付けた場合は、「オレオレ詐欺防止チェックリスト」への記入を依頼し、「はい」が一つ以上あった場合にはお客様への説得・警察への説得要請を行う。(県内3店舗)</li> </ul>
(一社)長野県銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県警察と連名の啓発チラシを配布(年末)</li> <li>・全銀行協会が作成した“ストップ！振り込め詐欺”のポケットティッシュの配布</li> </ul>
長野県信用農業協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県下20JAに対し、被害情報及び防止事例等情報を周知</li> <li>・県下20JAに県民への啓発の強化徹底を依頼</li> <li>・通知文及び会議体を通じて、県及び県警察からの依頼内容を徹底</li> <li>・窓口での声かけ及び資金使途確認の徹底</li> <li>・「自己宛小切手」の活用による対策</li> <li>【7月4日】常務者会議にて概要等を説明</li> <li>【7月17日】金融部課長会議において事務処理内容等の説明</li> <li>【8月15日】当該対策の取扱開始</li> </ul>
長野県信用金庫協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各金庫本部から職員に対しメール等により注意喚起し、職員の家族や近隣への声かけを行う。(6金庫、職員数2,100名)</li> </ul>

長野県信用組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>支店長会議を始めとした各種会議において、支店長及び役席者に防止施策を徹底する。</li> <li>全職員への通知により、最近の手口及び未然防止事例を紹介し注意喚起する。</li> <li>啓発用POP(三角柱)を各支店に配布し、本推進会議の取組みを周知。</li> </ul>
長野県労働金庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>通達発送等による各支店への周知徹底(約20店舗)</li> <li>高齢者顧客が集まる会合での注意呼びかけ活動(各店1団体程度)</li> <li>特殊詐欺被害防止の為、窓口対応について各支店職場内研修で徹底。</li> <li>啓発用POP(三角柱)を各支店に配布し、職員の家族に使用するよう徹底。</li> </ul>
長野県証券警察連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察本部、財務事務所等と連携し街頭啓発を実施(予定)</li> </ul>
(一社)長野県生活衛生同業組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌「フレッシュ生衛信州」へ注意喚起を掲載し、会員及びその家族や近隣への声かけを呼びかける。</li> <li>傘下団体等を対象とした会議において、組合員への周知を依頼する。(団体数12、総組合員数5,734名)</li> </ul>
ライオンズクラブ国際協会334-E地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関紙「ライオン信濃」へ注意喚起を掲載し、会員及びその家族や近隣への声かけを呼びかける。また、各クラブへの周知徹底を図り、クラブ例会等で取り上げていく。(会員数約2,430名)</li> </ul>
赤十字奉仕団長野県支部委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤十字奉仕団幹部研修会などを通じて、啓発チラシなどを配布し、呼びかけを行う。(参加者役350名)</li> <li>地区文区(市町村の日赤奉仕団窓口)へ消費生活サポーターの募集の広報及び啓発用POP(三角柱)の配布を実施。</li> </ul>
長野県農村生活マイスター協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会等において、チラシを配布するとともに被害実例等話し合い、注意喚起を促し、支部会員及び近隣への声かけを呼びかける。(会員数800名)</li> <li>9月4日開催の「マイスター協会活動研究検討会」において、前回の会議内容を説明し近隣への声掛けを依頼。</li> <li>会員への関東甲信越ブロック高齢者被害防止共同キャンペーンのリーフレット配布による注意喚起の実施。</li> </ul>
農村女性ネットワークながの	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員会でチラシを配布し、地区協議会員への周知を依頼(会員数824名)</li> <li>会員への関東甲信越ブロック高齢者被害防止共同キャンペーンのリーフレット配布による注意喚起の実施。</li> <li>役員会等の会議において、近隣への声かけを呼びかける。</li> </ul>
長野県私立中学高等学校協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内の掲示板に啓発ポスター等を掲示するなどして、事象への関心を高める(学校数24校)</li> </ul>
(一社)長野県私立短期大学協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>学内の掲示板に啓発ポスター等を掲示し、学生に対して注意喚起を実施(学生数約2,800名)</li> </ul>
国立大学法人信州大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生が当事者意識を持つよう、掲示板に啓発ポスター等の掲示を依頼する。(学生数約11,000名)</li> </ul>

<p>松本大学</p>	<p>【在学生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松本消費生活センターから講師を招き、悪質商法等に関する講義を実施。(学生数約1,500名3月オリエンテーション時に実施)</li> <li>・学生掲示板にポスターを掲示</li> <li>・キャンパスガイドブック掲載し、全学生に注意喚起を実施</li> </ul> <p>【新入生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンパスガイドブックに沿って学生課職員による注意喚起を実施</li> <li>・悪質商法等に関するパンフレットを全員に配布(学生数約520名4月オリエンテーション時に実施)</li> </ul>
<p>時事通信社長野支局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支局員へ注意喚起を実施</li> </ul>

## 各機関・団体における被害防止対策

### 県民への啓発

名 称	取組み内容
長野県市長会	・県及び県警察が作成する啓発ポスター等を事務局事務室内等へ掲示し、注意喚起を行う。
長野県町村会	・県及び県警察が作成する啓発ポスター等を事務局事務室内等へ掲示し、注意喚起を行う。
(一社)長野県歯科医師会	・県及び県警察が作成する啓発ポスター等を会員診療所に掲示し、注意喚起を行う。
(一社)長野県薬剤師会	・県及び県警察が作成する啓発ポスター等を会員の薬局内等に掲示し、注意喚起を行う。
(福)長野県社会福祉協議会	・民生児童委員を対象とした研修会において、特殊詐欺・悪質商法等の被害防止に関する資料提供を行う。 ・県社協メールマガジン(e-だより信州/会員414名)で、「高齢者被害特別相談(9月16日、17日)」案内を配信。(9月8日) ・「関東甲信越ブロック高齢者被害防止共同キャンペーン」のリフレットを「生活・就労支援センター“まいさぼ”」に設置予定。(9月中旬)
長野県民生委員児童委員協議会連合会	・民生児童委員が一人暮らしの高齢者宅を訪問する際に声かけを行う。(民生児童委員約5,300名)
(公財)長野県長寿社会開発センター	・ホームページに、県及び県警察等の特殊詐欺対策に関する個別ページへのリンクを表示することによる、高齢者への注意喚起の実施及び消費生活サポーターの募集案内を掲載。(アクセス件数約4,300件/月)
長野県老人保健施設協議会	・啓発ポスター等の掲示による注意喚起を行う。
(公社)長野県介護福祉士会	・県及び県警察が作成する啓発パンフレット等を機関誌発行時に同封する。(隔月)
NPO法人長野県介護支援専門員協会	・高齢者宅への訪問において、本人や家族に詐欺被害等について注意喚起を行う。 ・県及び警察等が作成する啓発ポスターなどを施設内に掲示し、注意喚起を行う。
長野県消費者団体連絡協議会	・県主催の街頭啓発キャンペーンに参加 ・【11月22日】内閣府の消費者委員会と「消費者問題シンポジウム」を共同開催、講演会とパネルディスカッションを実施する。(150名規模)
長野県生活協同組合連合会	・長野県消費者団体連絡協議会の構成員として活動
(一社)長野県労働者福祉協議会	・県等が作成する啓発ポスターなどを会員の施設内に掲示し、注意喚起を行う。
長野県消費者の会連絡会	・県が実施する街頭啓発活動に参加し、来店者に注意喚起を行う。(二月に1回) ・随時、寸劇、朗読劇及び紙芝居等の講座を実施
(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会東日本支部長野分科会	・会員で結成した寸劇団により、悪質商法被害予防前講座を実施 ・公民館等の依頼により講師を務める際に注意喚起を行う。
(公社)長野県防犯協会連合会	・特殊詐欺防止のため、啓発用のキズバンド及びポケットティッシュを作成し県民へ配布。(作成数:20,000個) ・機関紙「防犯信州」へ特集記事を掲載し、未然防止の周知を実施。

(一財)長野県交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び県警察が作成する啓発ポスター等を会員の施設内に掲示し、注意喚起を行う。</li> </ul>
長野県弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者のサロンや福祉関係者の会合等に出向き、寸劇を交えて手口を伝え、注意喚起を行う(高齢者出前講座) (26.9.11現在実施回数14回、依頼件数23件)</li> </ul>
長野県司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊詐欺撲滅ラジオキャンペーンにおける注意喚起を実施(7月中旬から10週、週2回)</li> <li>・10月に開催する「県下一斉司法書士法律相談」において、高齢者被害防止共同キャンペーンリーフレット及び啓発用三角柱ポップを相談者へ配布</li> </ul>
長野県農業協同組合中央会	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び県警察が作成する啓発ポスター等を各JA介護施設へ配布・施設内での掲示、注意喚起を行うよう依頼。</li> </ul>
(株)ゆうちょ銀行信越エリア本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯チラシを活用した啓発の実施。(随時) 窓口を利用されたお客様へ配布 ATMコーナー、ロビー及び窓口カウンター等お客様が見やすい場所に設置</li> <li>・お客様宛てに送付するダイレクトメール等に同封</li> <li>・お客様宅を訪問した際に配布</li> </ul>
長野県信用農業協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金支給日の声かけ強化運動の実施(二月に1回)</li> <li>・窓口・ATMにのぼり旗を設置</li> <li>・8月を強化月間とし <ul style="list-style-type: none"> <li>①組合員全戸訪問時のチラシ配布(県計18万枚)</li> <li>②窓口等での注意喚起メモ帳配布(県計2万冊)</li> </ul> </li> <li>・キャンペーン等のポスター、TVCM及びチラシにも注意喚起コメントを記載</li> <li>・特殊詐欺撲滅ラジオCMの作成・放送(年99本、SBCラジオ)</li> </ul>
長野県信用金庫協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金支給日等を利用し、金庫の店頭において来店者に注意喚起を行う。</li> <li>・渉外担当者を通じ、一人暮らしの高齢者宅への訪問時に、声かけを行い、生活の変化に気をつける。(随時)</li> <li>・県及び県警察が作成する啓発ポスター等を会員金庫の店内に掲示あるいはホームページに掲載し、注意喚起を行う。(6金庫、店舗数約160店)</li> <li>・FM長野「特殊詐欺対策キャンペーン」への協賛(10月～12月の3か月間)</li> </ul>
長野県信用組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター及びリーフレット等の掲示、設置</li> <li>・関係機関と連携した、店頭啓発の実施</li> </ul>
長野県労働金庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭において来店者に啓発チラシをお渡しし、注意喚起を行う(随時)</li> </ul>
長野県証券警察連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部及び財務事務所等と連携し、街頭啓発を実施(予定)</li> <li>・未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを実施予定。(10月頃)</li> </ul>
(一社)長野県生活衛生同業組合連合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び県警察が作成する啓発ポスター等を組合員の施設内に掲示し、注意喚起を行う。</li> </ul>
赤十字奉仕団長野県支部委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外から「長野県赤十字歴史資料館」に見学に来る見学者に対してチラシを配布し、呼びかけを行う(随時)</li> </ul>
長野県農村生活マイスター協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣の高齢者宅の訪問時に声かけを行い、生活の変化に気を付ける。(随時)</li> </ul>
農村女性ネットワークながの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の高齢者宅の訪問時に声かけを行い、生活の変化に気を付ける(随時)</li> </ul>

読売新聞長野支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野版に、特殊詐欺被害記事、啓発記事等を掲載し、読者に注意喚起を行う。</li> <li>・啓発ポスター等を支局に掲示し、来客等に注意喚起を行う。</li> </ul>
(株)長野日報社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞に特殊詐欺被害記事と啓発記事等を掲載し、注意喚起を行う。</li> <li>・全国自治宝くじの当選番号掲載コーナーに「詐欺に注意！」の啓発文を掲載(毎日)</li> </ul>
朝日新聞長野支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行紙に特殊詐欺被害記事・啓発記事等を掲載し、注意喚起を行う。</li> </ul>
毎日新聞長野支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行紙に、特殊詐欺被害記事、啓発記事等を掲載し、注意喚起を行う。</li> <li>・県及び県警察が作成する啓発ポスター等を支局内に掲示し、注意喚起を行う。</li> </ul>
中日新聞長野支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行紙に、特殊詐欺被害記事、啓発記事等を掲載し、注意喚起を行う。</li> <li>・県及び県警察が作成する啓発ポスター等を支局内に掲示し、注意喚起を行う。</li> </ul>
産経新聞長野支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県版で消費者被害防止の取組みを紹介し、啓発を行う。</li> </ul>
時事通信社長野支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連記事を積極的に掲載する。</li> </ul>
関東財務局長野財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座等において県民への注意喚起を実施</li> </ul>

## 各機関・団体における被害防止対策

### その他の取組み

名 称	取組み内容
(福)長野県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進会議の取組みについて、県社協メールマガジン登録者に情報を配信する。(毎月第2・第4月曜日、平成26年6月現在登録者数:414名)</li> <li>・本会が発行する『福祉相談窓口ガイドブック』への「消費トラブル・クレサラ問題に関する相談窓口」の掲載(8月に県内各種福祉相談及び福祉機関約600か所に配布)</li> </ul>
(福)長野県社会福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員一同で、利用者の生活の変化に気を配り、特殊詐欺及び悪質商法の注意喚起を実施(グループホーム:42ホーム、利用者:203名)</li> </ul>
長野県弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【H26.2.14】県下団体に参加を呼びかけ、特殊詐欺被害撲滅に向けたシンポジウムを開催</li> <li>・【H26.3.13】特殊詐欺を含む「投資被害110番」を実施</li> </ul>
長野県司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「クレジット・サラ金・悪質商法110番」において電話での無料相談を実施(月～金、正午～午後3時)</li> <li>・「未成年のための市民法律教室」として、主に高校生を対象に悪質商法の手口等の消費者教育を中心に、県下各校に無料で講師を派遣</li> <li>・「社会人向け市民法律教室」として、消費者問題及び高齢者の財産管理等、社会人向けの法律教室へ講師を派遣</li> </ul>
長野県商工会連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各商工会を通じ、会員及びその家族や近隣へ周知する。(会独自の全商工会閲覧可能な掲示板や、月2回の文書郵送を利用)</li> </ul>
日本郵便(株)信越支社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便局に貯金の払い戻し等のために来局されたお客様が、高齢及び高額払い戻しの場合は、注意喚起及びアンケートを実施し、状況に応じて警察に通報する。</li> <li>・レターパックの取扱いに関する注意喚起の実施。  <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口ディスプレイ広告の表示</li> <li>レシートに注意喚起文を掲載</li> <li>レターパック差出時における注意喚起の声かけ</li> <li>レターパック購入者への注意喚起チラシの配布</li> </ul> </li> </ul>
(一社)長野県銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末に銀行協会・長野県警察連名で防犯チラシを配布。</li> <li>・「STOP! 振り込め詐欺」というティッシュとチラシを全国銀行協会が作成し、各地銀行協会にて配布。</li> </ul>
長野県信用組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェックシートを活用した声かけを徹底し未然防止に努める。(本年度5件未然防止)</li> <li>・県警からの要請を受け、8月15日から、預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策を実施</li> </ul>



## 市町村別特殊詐欺等消費者被害防止のための取り組み

全19市をはじめ、70市町村で特殊詐欺等消費者被害防止のための取り組みが行われています。

また、高齢者等の見守りネットワークについては、25市町村で消費生活部門を含めた見守りネットワークが構築されており、今後15市町村で構築が予定されています。

- ◎ 消費生活部門を含めた見守りネットワークが構築されている  
○ 見守りネットワークはないが今後構築する予定

市町村	取り組み内容	見守りネットワークの構築
長野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌に非常事態宣言に関する特集記事の掲載及び全戸配布</li> <li>・市ホームページに特殊詐欺に関する注意喚起記事の掲載</li> <li>・民生児童委員に依頼し、特殊詐欺及び悪質商法に関する啓発冊子を高齢者宅へ配布</li> <li>・各地区住民自治協議会が行う消費生活講演会へ専門講師を派遣し、消費者被害の啓発を実施</li> <li>・出前講座により特殊詐欺被害未然防止の啓発を実施</li> <li>・地域の有線放送により特殊詐欺被害未然防止の啓発の実施</li> </ul>	
松本市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特殊詐欺被害防止啓発チラシ」の作成及び全戸配布(約8万5千枚)</li> <li>・広報誌に「特殊詐欺非常事態宣言」にかかる記事の掲載</li> <li>・市ホームページで注意喚起を掲載</li> </ul>	○
上田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長へ協力を依頼し、啓発チラシの全戸回覧を実施</li> <li>・防犯啓発チラシにおいて、記事の掲載及び全戸回覧の実施</li> <li>・自治会長、民生委員及び地域の各種団体へ協力を依頼</li> </ul>	◎
岡谷市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内掲示板(ネットワークシステム)を通じた職員への情報提供</li> <li>・特殊詐欺被害(及び交通安全)に係る研修を岡谷警察署から講師を招き市全職員(約800名)及び岡谷病院全職員(約600名)を対象に研修会を実施</li> <li>・市ホームページと行政チャンネルを利用した啓発の実施及び特集番組の放送</li> <li>・【6月17日】岡谷市安全会議総会において「特殊詐欺根絶に関する決議」を決議</li> <li>・警察と市防犯協会連合会による「身近で発生する犯罪・交通事故発生ゼロ対策チーム」のメンバーにより、年金支給日に合わせて金融機関前で街頭啓発の実施</li> <li>・各種会議及び出前講座による啓発の実施</li> </ul>	
飯田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌及びホームページに注意喚起を掲載</li> <li>・地元ケーブルテレビ及びFM放送による非常事態宣言のアナウンス</li> <li>・地区組織、各種団体及びその他市内で行われる集まりにおいて、広報及び啓発の講演を実施</li> <li>・最新の市内在住高齢者の名簿完成後、民生委員等地域の協力を得て啓発チラシを配布予定</li> </ul>	◎
諏訪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【5月30日】「振り込め詐欺撲滅宣言」を行い、詐欺撲滅に関する協定を市、警察署、金融団及び商工会議所の4者間で調印</li> <li>・年金支給日に金融機関の店頭で街頭啓発を実施</li> <li>・特殊詐欺被害防止のための啓発シールを市内全戸に配布</li> <li>・消費生活展で特殊詐欺被害防止の講演会を開催(10月19日予定)</li> </ul>	○
須坂市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員及び防犯指導員等が高齢者宅を訪問、チラシを配布</li> <li>・広報誌及びホームページに注意喚起を掲載</li> <li>・高齢者向けの出前講座の実施</li> <li>・県から送付された啓発用POP(三角柱)を各(自治会)で実施される「敬老の日」記念行事や催事の際に、参加者に配布し、活用してもらえよう、各区(自治会)へ依頼し、必要枚数を確認の上、各区へ配布</li> <li>・市内を運行するバス会社とタクシー事業者が市内警察署と協力し、特殊詐欺被害防止のための啓発活動を実施。(りんご型の啓発カード『詐欺にご用心』をバスやタクシーの車内へ設置して。利用される方への注意喚起と高齢者の方などへ配布。)</li> </ul>	◎
小諸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内イントラネットを利用した職員への周知</li> <li>・地元ケーブルテレビ局に報道を依頼し、啓発番組の放送</li> <li>・くらしの市民講座内で啓発を実施</li> <li>・高齢社宅への啓発チラシの配布(予定)</li> </ul>	◎

伊那市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページへの掲載、消費生活関連出前講座等での啓発及び有線放送での啓発の実施</li> <li>・庁内で情報を共有し、各課開催会議での啓発を依頼</li> </ul>	◎
駒ヶ根市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元ケーブルテレビにおいて特殊詐欺被害防止の特集番組の放送(5月中/2回)</li> <li>・広報誌で特殊詐欺被害防止についての特集ページを掲載</li> <li>・7月・10月(予定)に特殊詐欺被害防止新聞広告掲載(市防犯協会)</li> <li>・暴力追放市民大会において特殊詐欺犯罪撲滅を重大的に啓発予定(市防犯協会)</li> </ul>	○
中野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員及び防犯指導員等が高齢者宅を訪問、チラシを配布</li> <li>・広報誌、ホームページ、音声告知放送及び文字放送において注意喚起を実施</li> <li>・地域老人クラブや生きがいデイサービス等において消費者塾の開催</li> <li>・高齢者が参加する市内イベントでの啓発の実施</li> <li>・全戸回覧による注意喚起の実施</li> </ul>	
大町市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌にて注意喚起記事を掲載</li> <li>・啓発チラシの回覧を実施</li> <li>・暴力追放・交通安全推進市民大会において「特殊詐欺非常事態宣言」に関する掲示の実施</li> <li>・ベンチャーズ・ジャパンツアー2014公演において「特殊詐欺非常事態宣言」に関する掲示の実施</li> <li>・福祉課と連携をはかり、民生委員等の協力を得て啓発チラシを訪問配布</li> <li>・「特殊詐欺被害防止ステッカー」を作成し市民全戸へ配布</li> <li>・市民ふれあい広場において「特殊詐欺非常事態宣言」に関する掲示の実施</li> </ul>	○
飯山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報及び防災無線を利用した啓発の実施</li> <li>・啓発チラシを独自でカラー印刷し飯山警察署との連名で全戸へ配布(約8,000世帯)</li> <li>・【7月8日】市、警察署、金融団及び商工会議所の4者間で特殊詐欺防止に関する協定の調印</li> </ul>	◎
茅野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【6月5日】市長名の特殊詐欺等根絶対策緊急メッセージの発表及び市ホームページへ掲載</li> <li>・市役所及び関係する公共機関へ啓発プレート及びチラシの設置</li> <li>・市長をはじめとする職員で、年金支給日にあわせて金融機関前で街頭啓発の実施</li> <li>・民生委員会にて、各地区民生委員代表へ啓発用グッズ及びチラシを配布し、担当エリアでの啓発活動を依頼</li> <li>・広報誌に特集記事の掲載</li> <li>・各行政区及び自治会にて、地域福祉の活動団体と協力した啓発活動の実施</li> <li>・全市職員へ地域の会議及び会合等での啓発を指示</li> <li>・6月5日より市民課窓口において啓発DVDを上映</li> <li>・メールマガジンで啓発情報を発信</li> <li>・かもメールを利用して高齢者宅へ啓発文を送信</li> </ul>	◎
塩尻市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌に特殊詐欺非常事態宣言に係る特集記事の掲載、全戸配布</li> <li>・市ホームページに特殊詐欺非常事態宣言について掲載</li> <li>・区長会を通じた啓発チラシの緊急全戸回覧の実施</li> <li>・区長会理事会、民生委員地区長会、地区公民館長会の連絡会議開催時に特殊詐欺非常事態宣言について説明し、被害防止のため地域やグループを対象に講師を無料で派遣する消費生活出前講座の実施を要請</li> <li>・市農事放送共同組合の加入者(約5,000戸)に対する定時放送時に、特殊詐欺被害防止の啓発放送の実施</li> <li>・臨時福祉給付金支給申請書発送時に、啓発チラシを同封(7,600通)</li> <li>・職員掲示板に特殊詐欺非常事態宣言の発令を告知し、電話対策について親族等に推奨するよう掲載</li> <li>・【8月13日】帰省シーズンにあわせ、塩尻警察署及びJR塩尻駅と連携し、塩尻志学館高等学校書道部員と協力して、JR塩尻駅で啓発チラシを配布</li> <li>・消費生活出前講座の際に、県から送付された啓発用POP(三角柱)を参加者に配布による意喚起を実施</li> <li>・特殊詐欺防止のための啓発シールを作成し65歳以上のみが居住する世帯に配布(10月予定)</li> <li>・【10月11日】全国地域安全運動の実施に伴い関係団体と連携し、JR塩尻駅において田川高校吹奏楽部員による吹奏楽演奏、塩尻志学館高校書道部員による書道パフォーマンスを行い、特殊詐欺等被害防止啓発チラシを配布</li> </ul>	
佐久市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌(7月下旬配布予定)及び市ホームページへ特殊詐欺非常事態宣言にかかる記事の掲載</li> <li>・高齢者福祉担当課職員へ、高齢者宅を訪問する際にチラシの配布と声かけを依頼</li> <li>・民生児童委員へ、高齢者宅を訪問する際にチラシの配布と声かけを依頼</li> </ul>	
千曲市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌及び有線放送等を利用した住民への注意喚起の実施</li> <li>・千曲市防犯協会に高齢者宅へチラシの配布を依頼</li> <li>・千曲市防犯協会の会議に千曲警察署員を招き被害状況についての講話の開催</li> </ul>	

東御市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌に特殊詐欺に関する記事を掲載</li> <li>・消費生活相談員が民生委員会議等や地元FM放送に出演し、特殊詐欺の手口や対策を説明</li> <li>・福祉部署と連携して、高齢者宅を訪問し、啓発チラシを配布</li> </ul>	
安曇野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【6月26日】市議会において「特殊詐欺被害を防止し、住民の安全と安心を確保する」決議案を可決</li> <li>・広報誌及び啓発チラシの回覧による注意喚起の実施</li> </ul>	○
小海町		
川上村		
佐久穂町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員と協力の上、高齢者世帯に啓発チラシ配布(予定)</li> <li>・広報誌及び行政無線を利用した注意喚起の実施</li> <li>・各種団体への出前講座、啓発活動の実施</li> </ul>	◎
南牧村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発チラシを広報誌とともに全戸配布</li> <li>・村内ケーブルテレビを利用した注意喚起の実施</li> <li>・地域包括支援センターへ、高齢者へ啓発チラシの配布を依頼</li> </ul>	
南相木村		
北相木村		
軽井沢町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌の全戸配布による周知及び町ホームページに情報を掲載</li> </ul>	○
御代田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークによる高齢者等の見守り活動実施中</li> </ul>	◎
立科町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型スーパーにおいて消費者の会と協力の上、被害防止啓発活動の実施</li> <li>・朝・昼・夜に有線放送を利用した被害防止啓発の放送(6月24日～6月30日)</li> <li>・広報誌に「特殊詐欺非常事態宣言」発令に伴う被害防止記事の掲載</li> </ul>	○
長和町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月30日より町有線テレビにて告知放送の放送</li> <li>・広報誌に特殊詐欺非常事態宣言発令の周知記事の掲載</li> <li>・啓発チラシの回覧による注意喚起の実施(7月予定)</li> </ul>	◎
青木村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月23日より村内情報端末を利用した注意喚起の実施</li> <li>・駐在所長と協力の上、村内高齢者へ啓発チラシを配布</li> </ul>	○
下諏訪町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【6月17日】「下諏訪町特殊詐欺被害対策本部」を設置し、非常事態宣言を発令するとともに、議会全員協議会において報告(非常事態宣言全文を新聞に掲載)</li> <li>・被害防止啓発短冊を全戸配布</li> <li>・民生委員、健康福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センターへ訪問時配布用啓発チラシを準備し、配布する際に声かけを依頼</li> <li>・年金支給日を中心に町公用車の広報にて、オリジナルCDを作成し街頭啓発を実施</li> <li>・信州あんしん絆隊へ広報を依頼</li> <li>・町庁舎に懸垂幕を掲示</li> <li>・公共施設及び商業施設等に啓発ポスターの掲示</li> <li>・町内循環バス、公用車及びゴミ収集パッカー車へ啓発マグネットシートの掲示</li> <li>・ホームページに特殊詐欺についての情報を掲載</li> <li>・出張啓発活動の実施</li> <li>・弁護士会の寸劇及び交番所長の講話からなる講習会の実施(予定)</li> </ul>	◎
富士見町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌、ホームページ及び告知放送を利用した注意喚起の実施</li> </ul>	
原村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有線放送を利用した啓発の実施</li> <li>・広報誌6月号及び8月号(予定)へ注意喚起記事を掲載</li> </ul>	◎

箕輪町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の広報発送と一緒に啓発用パンフレットを回覧用として配布。</li> <li>・県からの啓発用パンフレットを町内全老人クラブ会員に配布</li> <li>・役場、社会福祉協議会が開催している高齢者向け講座等参加者に対して啓発用クリアファイル付きリーフレットを配布</li> <li>・県から送付された啓発用POP(三角柱)を、社会福祉協議会主催の「ふれあい広場」参加者へ配布</li> <li>・消費者の会総会時に町交番署長による「特殊詐欺講演会」を開催</li> </ul>	○
辰野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月の広報配布の際に、啓発文書(3枚綴じ)を全戸配布</li> </ul>	
飯島町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有線放送を利用した特殊詐欺対策に関する注意喚起の実施</li> </ul>	
南箕輪村		
中川村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊詐欺非常事態宣言に関する資料を組回覧で配布</li> </ul>	
宮田村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌へ啓発記事の掲載及び啓発チラシの配布による注意喚起の実施</li> </ul>	
松川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発チラシを増刷し、自治会を通じて全戸配布の実施</li> <li>・町ホームページへ特殊詐欺非常事態宣言の記事を掲載</li> </ul>	
高森町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高森駐在所警察官による特殊詐欺についての学習回を開催</li> <li>・ケーブルテレビにおいて啓発DVDの放映及び有線放送での注意喚起を実施</li> </ul>	
阿南町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊詐欺非常事態宣言と電話対処について広報無線による注意喚起の実施</li> <li>・町内及び近隣村での情報を広報無線による広報の実施</li> </ul>	
阿智村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌において、特殊詐欺非常事態宣言に関する記事を掲載、全戸配布の実施</li> </ul>	○
平谷村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発チラシの全戸配布を6月末に実施</li> <li>・高齢者、関係者等を対象にビデオ上映及び駐在所警察官による「特殊詐欺被害防止セミナー」を開催</li> </ul>	
根羽村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークによる高齢者等の見守り活動実施中</li> </ul>	◎
下條村		◎
売木村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政無線を利用した特殊詐欺非常事態宣言の周知と被害防止についての注意喚起を実施</li> </ul>	
天龍村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察力からの情報提供に基づき、地域の事例が発生した都度、注意喚起放送の実施</li> <li>・各行事の開催時に、参加者に対し、担当者から事例等を話し注意を促す啓発の実施</li> <li>・回覧による注意喚起の実施</li> </ul>	
泰阜村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政無線及びケーブルテレビによる注意喚起の実施</li> <li>・民生委員及び福祉関係者等による高齢者宅へのチラシ配布による啓発の実施</li> <li>・民生委員を対象とした阿南警察署員による研修会の開催</li> </ul>	◎
喬木村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌及び有線放送を利用した啓発活動の実施</li> <li>・消費者の会と協力し、特殊詐欺に関する講演会の開催(予定)</li> </ul>	
豊丘村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区単位で高齢者の介護予防を目的に行っている「地域ミニデイ」において職員による特殊詐欺に関する講義を開催</li> <li>・村キャラクター「だんQくん」入りの特殊詐欺被害に遭わないためのポケットティッシュを作成し、高齢者の集まりを中心に配布</li> </ul>	
大鹿村		

上松町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊詐欺非常事態宣言の啓発チラシを回覧による全戸配布</li> <li>・高齢者を対象とした啓発資料を民生児童委員を通じて配布予定</li> </ul>	◎
南木曾町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌、町ホームページ及び町広報放送を利用して、特殊詐欺の手口や対処方法に関する注意喚起を実施</li> <li>・啓発チラシ配布による注意喚起を実施(予定)</li> </ul>	○
木曾町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場だよりに特殊詐欺被害防止についての啓発記事を掲載、全戸配布の実施</li> </ul>	○
木祖村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員会定例会にて特殊詐欺被害について説明し、高齢者世帯へのチラシの配布及び口頭での啓発を依頼</li> <li>・特殊詐欺及び消費者被害等から高齢者や社会的弱者を守るためのネットワークの構築について検討(予定)</li> </ul>	◎
王滝村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発チラシの全戸配布</li> <li>・行政無線等を利用した注意喚起の実施</li> </ul>	
大桑村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌へ「特殊詐欺非常事態宣言」及び被害防止に関する記事の掲載</li> </ul>	◎
麻績村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月18日から計4回にわたり、行政無線を利用した啓発の実施</li> <li>・公民館報に特殊詐欺についての啓発文を掲載</li> <li>・啓発チラシを増刷し、全戸配布を実施</li> <li>・老人クラブ研修会や総会において出前講座を実施(予定)</li> </ul>	◎
生坂村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【6月18日】村議会において「特殊詐欺被害を抑止し、村民の安全と安心を確保する決議案」を可決</li> </ul>	
山形村		
朝日村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等の見守りネットワーク構築予定</li> </ul>	○
筑北村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員を通じて高齢者を対象とした啓発活動の実施(予定)</li> </ul>	
池田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員による高齢者世帯を中心とした個別訪問の実施</li> </ul>	
松川村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発チラシの配布による注意喚起の実施及び、民生委員及びデイサービス職員による高齢者宅へ随時配布</li> <li>・行政無線を利用して、随時、特殊詐欺について注意喚起を実施</li> </ul>	◎
白馬村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発チラシの配布(予定)及び広報誌に特殊詐欺啓発記事の掲載</li> </ul>	○
小谷村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月定例議会において「村民生活の安全・安心を確保する立場から関係機関・団体と連携を強化し、村民と一体になって特殊詐欺撲滅を目指して全力で取り組んでいくことを決意する」決議案を可決</li> <li>・福祉係と連携をはかり啓発チラシの配布及びケーブルテレビによる告知放送の放送</li> </ul>	◎
坂城町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の会と協力し、街頭啓発活動を実施(10月)</li> <li>・敬老会の食事会における啓発活動(10月)</li> </ul>	
小布施町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同報無線を利用した啓発の実施</li> <li>・民生委員が一人暮らしの高齢社宅を月1回訪問する際にチラシを配布</li> <li>・老人クラブ連合会総会でチラシの配布による注意喚起の実施</li> <li>・敬老会でチラシの配布による注意喚起の実施(予定)</li> </ul>	
高山村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員を通じ、啓発チラシを配布</li> <li>・防犯会議の際に区長を通じ、65歳以上の方がいる世帯へ啓発チラシを配布</li> </ul>	◎
山ノ内町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発チラシの配布による注意喚起の実施</li> </ul>	◎

木島平村	・高齢者世帯を対象に、「特殊詐欺非常事態宣言」のチラシを配布しながら特殊詐欺被害防止の声かけを民生委員・児童委員へ協力を要請	
野沢温泉村	・各地区民生員(16人)が対象高齢者宅を訪問し啓発チラシを配布	◎
信濃町	・福祉係との連携により町交番及び民生委員と協力し、チラシの配布等の実施(予定)	
飯綱町	・啓発チラシの配布による注意喚起の実施	
小川村	・広報誌に啓発記事の掲載(予定)及び有線放送を利用した啓発の実施 ・民生児童委員を通して訪問による啓発活動の実施 ・「敬老の日」にちなんだ敬老訪問で啓発用POP(三角柱)を配布する注意喚起を実施(9月10日、11日予定) ・年金支給日に消費者の会及び駐在所と連携し、村内金融機関前で街頭啓発を実施(10月15日予定)	◎
栄村	・広報誌及び告知放送の定時放送により特殊詐欺に関する注意喚起の実施	○
計	68市町村	◎ 25市町村 ○ 15市町村